三十七	法第四十三条の三の十五第一項の施設定期検査を受けようとする者	二百二十五万九千七百円（電子申請等による場合にあつては、二百二十五万五千六百円）
三十八	法第四十三条の三の十六第四項の審査を受けようとする者	二千九百二十九万四千円
三十九	法第四十三条の三の二十五第一項の許可を受けようとする者	三十二万七千五百円（電子申請等による場合にあつては、三十二万五千四百円）
四十	法第四十三条の三の二十九第一項の型式証明を受けようとする者	七十四万三千六百円（電子申請等による場合にあつては、七十四万千六百円）
四十一	法第四十三条の三の三十第一項の指定を受けようとする者	五十四万円（電子申請等による場合にあつては、五十三万八千円）
四十二	法第四十三条の三の三十一第二項の認可を受けようとする者	四百六十八万六千七百円（電子申請等による場合にあつては、四百六十八万四千六百円）
四十三	法第四十三条の三の三十二第二項又は第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けようとする者	百八十四万七千円（電子申請等による場合にあつては、百八十四万四千九百円）
四十四	法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第三項又は法第四十三条の三の三十三第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者	四十三万六千七百円（電子申請等による場合にあつては、四十三万四千六百円）
四十五	法第四十三条の三の三十二第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三十三第四項において準用する法第十二条の七第九項の確認を受けようとする者	百五十五万二千九百円（電子申請等による場合にあつては、百五十五万九百円）

別表第二の一の項（二）中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改める。

（原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部改正）

第三条　原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第四十三条の二第二項において準用する第十二条の二第四項」の下に「、第四十三条の三の二十二、第四十三条の三の二十四第四項、第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十二条の二第四項」を加える。

（電気事業法施行令の一部改正）

第四条　電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第九条の表第九号の二中「第五十条の二第三項」を「第五十一条第三項」に改め、同表第十号中「第五十条の二第五項」を「第五十一条第五項」に改め、「（独立行政法人原子力安全基盤機構が行う法第五十二条第三項の規定による審査に関するものを除く。）」を削り、同表第十二号の二中「第五十条の二第五項」を「第五十一条第五項」に改める。

（大規模地震対策特別措置法施行令の一部改正）

第五条　大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号及び第二号中「出入する」を「出入りする」に改め、同条第七号中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設」に改める。

（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行令の一部改正）

第六条　特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「原子炉は」を「発電用原子炉は」に改める。

（東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第七条　東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設」に改める。

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第八条　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設」に改める。

（原子力損害賠償紛争審査会の設置に関する政令の一部改正）

第九条　原子力損害賠償紛争審査会の設置に関する政令（平成二十三年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設」を「第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設」に改める。

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部改正）

第十条　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第一項（法第二十三条第二項第五号に掲げる事項の変更に係る部分に限る。）、第二十七条から第二十九条まで」を「第四十三条の三の八第一項（法第四十三条の三の五第二項第五号、第九号及び第十号に掲げる事項の変更に係る部分に限る。）及び第四項、第四十三条の三の九から第四十三条の三の十六まで」に、「第三十七条及び第四十三条の二」を「第四十三条の二及び第四十三条の三の二十七」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、法第四十三条の三の九第三項第一号の規定の適用については、同号中「又は同条第三項」とあるのは「、同条第三項」と、「届け出たところ」とあるのは「届け出たところ又は第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可を受けたところ」とする。

第二章　経過措置

第十一条　原子力規制委員会設置法（以下「設置法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧発電用原子炉（設置法附則第十七条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「第四号旧規制法」という。）第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。）を設置している者は、当該旧発電用原子炉が東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令第一条に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設をいう。）に係るものである場合であって、かつ、当該東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設について設置法附則第二十三条第一項前段に規定する期間の末日までに設置法附則第十七条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「第四号新規制法」という。）第六十四条の三第一項の認可があった場合には、設置法附則第二十三条第一項前段の規定にかかわらず、当該旧発電用原子炉に係る第四号新規制法第四十三条の三の五第二項第九号及び第十号に掲げる事項については、設置法附則第二十三条第一項前段の規定による届出を要しない。